

エーザイ健康保険組合公告第 903 号

令和 8 年 3 月 1 日

エーザイ健康保険組合

理事長 眞鍋裕人

公告

規約の一部変更について

規約の一部変更について、令和 8 年 2 月 25 日に開催された第 179 回組合会にて承認され、関東信越厚生局長へ届け出たので公告する。なお、変更内容は添付資料の通りであり、第 44 条、第 47 条については令和 8 年度予算から、他については令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

以上

規約変更書（新旧条文対照表による）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（理事会の招集手続き）</p> <p>第30条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">4 前項の規定は監事について準用する。</p>	<p>（理事会の招集手続き）</p> <p>第30条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。</p>
<p>（介護保険料の負担割合）</p> <p>第44条 介護保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p>	<p>（介護保険料の負担割合）</p> <p>第44条 介護保険料額の20分の10は事業主、20分の10は被保険者において負担する。</p>
<p>（子ども・子育て支援金額の負担割合）</p> <p>第44条 子ども・子育て支援金額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（特定被保険者の保険料額）</p> <p>第44条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">の4</p>	<p>（特定被保険者の保険料額）</p> <p>第44条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">の3</p>
<p>（予備費の費途）</p> <p>第47条 一般勘定のうち予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（中略）</p> <p style="padding-left: 2em;">(9) 子ども勘定繰入</p> <p style="padding-left: 2em;">2（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p style="padding-left: 4em;">(1) 子ども・子育て支援納付金</p> <p style="padding-left: 4em;">(2) 還付金</p> <p style="padding-left: 4em;">(3) 一般勘定繰入</p> <p style="padding-left: 4em;">(4) 雑支出</p>	<p>（予備費の費途）</p> <p>第47条 一般勘定のうち予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（中略）</p> <p style="padding-left: 2em;">(9)（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">2（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p>
<p>附則</p> <p>第1条 施行期日 この規約は令和8年3月1日から施行する。 但し、第44条、第47条の規定は令和8年度予算から施行する。</p>	<p>（新設）</p>